

関係各位	平成 27 年 6 月 4 日
<p style="text-align: center;">道路橋等の設計、施工、維持管理に当たって参考となる知見について (番号 15BR001)</p>	
<p>以下の事項については、道路橋等に係わる技術基準の適用に当たって参考となるものと考えられるので、お知らせいたします。</p>	
<p style="text-align: center;">鋼道路橋の現場ボルト接合部の塗装仕様（F-11、F-12）について</p> <p>鋼道路橋防食便覧（平成 26 年 3 月、（公社）日本道路協会）（以下、H26 便覧）では、外面及び内面の現場ボルト接合部に対しては、表-II.4.2、表-II.4.3 に示される F-11、F-12 塗装系を適用するのがよいとしています。このとき、各塗装系には、塗装系の性能を確実に発揮させる観点から、一部の部位が塗膜の弱点にならないための配慮がなされています。</p> <p>F-11 塗装系は、一般外面の塗装仕様である C-5 塗装系を高力ボルト連結部に適用する場合の塗装系です。C-5 塗装系は、防食下地、下塗り、中塗り、上塗りにより構成される塗装系であるため、F-11 塗装系では、表-II.4.2 の注)7 に示されるとおり、防せい処理ボルトを使用しない場合には、高力ボルト頭部に防食下地として有機ジンクリッチペイントを塗装し、高力ボルト頭部が防食上の弱点にならないよう配慮しています。注)7 は、現場ボルト接合部において、防食下地が塗装されていない高力ボルト頭部が防食上の弱点となっていると考えられる事例が確認されていたことを踏まえて H26 便覧において追記したものです。</p> <p>他方、F-12 塗装系は、内面用塗装仕様である D-5 塗装系を高力ボルト連結部に適用する場合の塗装系です。D-5 塗装系は、内面用変性エポキシ樹脂塗料 2 層で構成される塗装系であり、防食下地を含みません。したがって、F-12 塗装系では、防せい処理ボルトを使用しない場合にも高力ボルト頭部への防食下地の塗装は不要としています。一方で、表-II.4.3 に示されるとおり、F-12 塗装系の製作工場における塗装工程に防食下地が含まれている理由は、4.5 に示されるとおり、工場保管、架設中のさび汁による塗装面の汚れを防止するためです。</p>	
関連する参考の番号	—
本参考の提供に伴い廃止する参考の番号	—
参考送付先	
作成者	国土技術政策総合研究所道路構造物研究部橋梁研究室 <nil-bridged@ml.mlit.go.jp> 土木研究所構造物メンテナンス研究センター <caesar@pwri.go.jp>
<p>*留意事項：ここに記載の事項の適用は、事業毎に発注者の承諾によるべきものです。また、ここに記載の事項に関する問い合わせは、道路管理者からの技術相談にて対応することを基本といたします。</p>	